

広島県水道広域連合企業団管理規程第3号

広島県水道広域連合企業団の職の設置に関する規程を次のように定める。

令和4年12月1日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団の職の設置に関する規程

(趣旨)

第1条 広島県水道広域連合企業団の事務局に勤務する職員の職の設置については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、「職員」とは、広島県水道広域連合企業団事務局設置条例（令和4年広島県水道広域連合企業団条例第2号）第1条に規定する事務局に勤務する職員をいう。

(職員の職)

第3条 事務局に、次表に掲げる職を置く。

職名	職の置かれる組織	職務	備考
事務局長	事務局	企業長の命を受け、部下の職員を指揮監督し、事務局の事務を掌理する。	
経営部長	事務局	上司の命を受け、事務局の事務的事項について事務局長を補佐し、部下の職員を指揮監督し、事務を整理する。	
技術部長	事務局	上司の命を受け、事務局の技術的事項について事務局長を補佐し、部下の職員を指揮監督し、事務を整理する。	
課長	課	上司の命を受け、職員を指揮監督し、課の事務を掌理する。	
水道整備担当監	課	上司の命を受け、担当する事務を総括し、及び整理する。	必要に応じ置く。
参事	課	上司の命を受け、命じられた課の事務を総括し、及び整理する。	必要に応じ置く。
主査	課	上司の命を受け、特定事項に関する事務に従事する。	必要に応じ置く。
主任	課	上司の命を受け、命じられた事務をつかさどる。	必要に応じ置く。
主事	課	上司の命を受け、事務に従事する。	必要に応じ置く。

技師	課	上司の命を受け、技術に従事する。	必要に応じ置く。
----	---	------------------	----------

2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者並びに同法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の職は、別に定める。

（委任）

第4条 この規程の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。